

平成 17 年 5 月 13 日

地方税法附則第 11 条第 25 項及び第 15 条第 51 項の  
規定に基づく税制特例措置の対象施設について

地方税法附則第 11 条第 25 項及び第 15 条第 51 項に規定する選定事業が、同項に規定する「法律の規定により同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者がその事務又は事業として実施するもの」に該当するか否かは、以下の考え方に基づいて判断すべきものである。

- 1 「～するものとする。」「～しなければならない。」「～することができる。」など、法律の文言にかかわらず、法律により、国や地方公共団体がその事務又は事業として実施する権限が生じているものは、該当する。
- 2 法律が、その実施に際して一定の規制を設けるだけである場合は、該当しない。例えば、国や地方公共団体と同様の立場で、他の主体が実施可能であるものは、対象外となる。
- 3 法律上、国や地方公共団体以外の主体が実施可能であっても、原則として国や地方公共団体が実施することとされているものは、該当する。(例…水道法)

総務省自治税務局都道府県税課

総務省自治税務局固定資産税課